

4 障第 1965 号
令和 5 年 3 月 8 日

指定地域生活支援事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

岡崎市指定地域生活支援事業の加算届出書の提出について（通知）

日頃は市の障がい福祉行政に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。

岡崎市指定地域生活支援事業の要綱等の規定により、日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。

つきましては、令和 5 年度に当該加算を算定する事業者におかれましては、下記のとおり加算届を提出してください。

なお、令和 4 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 5 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

記

1 提出書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧」のとおり

提出方法は郵送又は窓口持参（メールでの提出は認めておりません。）

届出書の様式もホームページより取得すること

【ホームページURL】

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1610/p017524.html>

2 提出期限

令和 5 年 4 月 14 日（金）

4 月 1 日の変更届については、人事異動に伴う人員配置の変更などにより事務負担が大きくなる観点から、加算届と併せて令和 5 年 4 月 14 日（金）を期限とします。なお運営規程について、別紙のとおりお知らせしますので、事務の参考としてください。

郵送にて提出する場合は 15 日（土）の消印有効

3 その他

(1) 4 月算定開始の加算及び 5 月算定開始の加算のいずれも、提出期限は令和 5 年 4 月 14 日（金）となります。4 月 14 日までに届出書の提出がない場合、6 月サービス提供分以降の適用になります。

(2) 給付費の算定上、届出が必要なものについては、届出書の提出がなければ算

定することができません。届出書の提出がなく算定を行っている場合については、不当利得となり返還措置の対象となります。

- (3) 届出書は、当該年度の加算算定に関して、毎年4月1日の状況（従業者の勤務は毎年4月の勤務予定）について提出することとなります。
- (4) 体制確認のため、配置する従業者や加算の算定要件に資格の有無等が影響する場合には、必ず資格証等の写しを添付してください。
- (5) 4月1日の状況について届出した後に、算定の状況に変更があった場合は、その都度届出書の提出が必要となります。その際、変更の適用（算定される基準額が増えるものに限る。）は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には、翌々月から算定を開始することとなります。
- (6) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行ってください。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないでください。
- (7) 要綱等はホームページに掲載してあります。加算算定に当たっては、要件等を確認の上、届け出てください。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012903.html>

担 当 岡崎市障がい福祉課施策係

TEL : 0564-23-6165/FAX0564-25-7650

Mail : shogai@city.okazaki.lg.jp